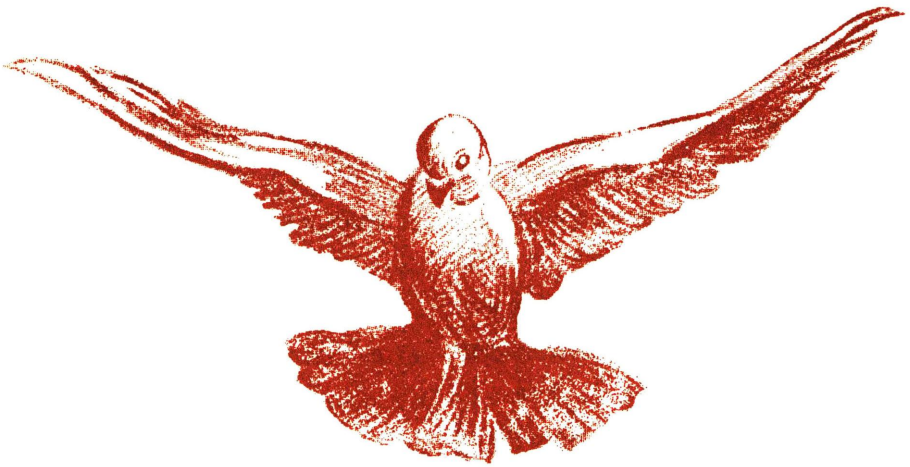


幼 兒 教 育

第 四 号

第 四 十 六 卷



日 本 幼 稚 園 協 會

保育者の新しいノート (6)

S. K. 生

(1)

○保育者としての、ほんとうに新しいノートをつけなければならない時が来た。幼稚園が廃止せられて、新しい学校教育法の一部として、全く新しい面目にあらたまつたのである。所謂六・三・三の新制と共に、その教諭としての頭の切りかえが叫ばれているが、わたしたちとしても、新しい幼稚園教諭にならなければならないことに樂りはない。

○そこに胸のときめきも、緊張も、希望もある。その希望の明るく、廣く、遠く、大きいのはいうまでもない。胸のときめきといえは、年々の新入園児を迎える四月にけ、自分も新しい先生になつたときめきを経ずるのであるが、ことしは、それこそ新幼稚園の發足の最初の幼稚園教育者として、嘗てなほときめきを感じずにいられない。園舎や保育室は古くても、なんという新鮮な氣に充ちていることか。

○それにつけても、たとゝ梨分だけの新らしきでは濟まない。決心だけの鮮かきでも足りない。新しい實行は、先ず新しい研究に出發しなくてはならない。新しい研究、實に新しい研究こそ、わたしたちが新しい幼稚園教育者になれるとがある。それも、新しいことを研究し、新しい方法を知るといふことだけではない。研究態度の新鮮さこそ大切なのである。

(2)

○それにしても、新しいものを新しいと感じる心がなくては、新しい研究態度も起り得ない。しかも、その、新しいものを新しいと感じることが、なかなかむずかしい。古い経験があり過ぎると、その邪魔になる。浅い経験しかないものには、どこが新しいかを見出す力が足りない。老手は手なれた巧者が、自分を新しくさせにくい。新参者は折角の新らしきに心づくまでに至らない。そうして、いつのまにか、そのまゝにまた、鈍い日々を平氣で送ることになる。恐ろしいことだ。

○顔を洗つて出直せという言葉がある。わたしたちとしては、教育思想を洗つて出直すことである。

(3)

○考えあぐんだら夢中になつて幼児とあそぶことだ。分らなくなつたら大きな聲を出して幼児といつしよに歌うことだ。まどいが起つたら一層うんと働くことだ。ゆきまつたら兎に角日々の園務をきちんきちんと片づけてゆくことだ。子どもと労働は、どんな時にも心を新しくする。子どもと共にたからかに笑い、労働に汗を出せば、自分でも思ひかけず心氣一轉する。折から空は美しく土はやわらかく自然にいきいきしている。ぐずぐずしていないで、子どもと遊び、よく働こう。

目 次

詩 心	倉橋惣三	(2)
樂園の再興	坂元彦太郎	(5)
ことばで育てる	石井庄司	(9)
＝保育の實際＝		
語させるまでのいとぐち	上澤謙二	(14)
遊戯「六月」	戸倉ハル	(19)
幼児保育施設の整備擴充に關する建議案	關西連合保育會 全日本保育聯盟	(20)
教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて	編者	(22)
保育者の新しいノート(6)	S K 生	(22)
會 考		(32)
附 録		
教育基本法		(24)
學校教育法		(25)

詩心

倉橋惣三

詩人でなくても詩心はある。詩といふ詩人といわれるのは、なみ／＼のことではないとしても、詩心は誰れにでもある。詩心とは、ものゝさながらに觸れるすなおな心にほかならない。利にさかしくならず、理にむつかしくならず、或はふんわりと、或はうつとりと、ものゝありのまゝに即してありのまゝに動く心、そのすなおさにほかならない。

利を離れ、理を忘れるは容易なことではない。また人の世の常は、そうしてはいられない。利とはつまり何んの爲にの思いであり、理とはつまり何んの故にの考えである。意のあるところ利、知のあるところ理となる。此の思いと考えに導かれ正しくされるところに、仕事もあり學問もある。必要であり貴重でもある。意を用い智を盡して過ぐることはない。それに缺けるところがみつてはならないのである。しかし、人の心は、それだけではない。功利を離れ、理知を忘れて、ふとさ、それ、又、靜かに湧く心がある。利や理を交えない意味で、純な心といつてもいい。それが長くたゞえれば詩想といわれる。それが表現されれば詩歌となる。共に凡庸なことではないとして、こうした詩心だけは誰れにも動く。凝らず停

まらず、すぐ消えすぐ去るにしても、われらの心に朝の露滴の如く光り、夕の微風の如くそよぐ。詩の湖の如き詩聖の心、詩の嵐の如き天才の心に比すべくもないが、その純なるにおいて、詩心たるを失わぬ。

われらが、ものゝさながらに觸れ得るのはこの心あるからである。この心あればこそ、利に促され理に教えられる勿忙の中にも、ものゝさながらに觸れることが出来るのである。さて、さながらに觸れれば、もの皆美しい。美しいとは、つまりは美しく見る心からである。利においてのみ見れば美が失われ、理によつてのみ見れば美が捨てられる。詩心だけがものを美しく見る。これを詩心がものゝ美を發見するといつて誤りではないが、その發見とは、あれこれと美を探し出すという意味ではなくて、あらゆるものを美しく見るということにほかならない。それも、世にいう美化ではなくて、美と感じ得るのである。もつと丁寧にいえば、利や理に並べて美というだけで、實は、ものそのものを、純に、それとして見ているだけのことである。つまりは、こつちの詩心の態度で

あり、その心の態度を、功利究理の態度に對して味わうともいうが、よく味わえば、ものみな美しくないものはない。或は、美しく感じられないものはないといおうか。

但し、こう無條件に、得るのは、眞に純な詩心の場合である。われらの如き、眞に純なり得ない詩心、その意味で貧しい詩心の場合では、外の條件によつて動され方に差があるを免れない。そこで、美を外に比較して、美しいものに詩心が促されたとする。花の色の美しさに、月の光の美しさという、あのたぐいである。そうして、詩心の發しないのを外の條件のせいにする。そうして自分の詩心の貧しさをいゝのがれるのである。

これは、如何にもなさないことであるが、凡庸の身の致し方ないとしても、一應の條件に對しても詩心を動かさないことがあつたら、これに過ぐるなさはない。ゆるさる難いことゝもいわれるであらう。利と理以外にない没風流漢といわれるのが、それであるが、風流とまでは兎に角として、われながら、さびしくも又さもしいことである。

乏しいながらも詩心動き易い春この頃、こんなことを、そとろおもいながら、つと立どまつて教育の世界へかえると、立ちすくむような感におそわれる點が少なくない、——教育を功利的に思い、究理的に考へることは、教育ということの本質上、多分の當然性をもつ。しかし、子どもの上に注ぐわ

れらの心に、詩心の缺けていることはないか。教育的に慮り、心理學的に究めるほかに、子ども、すべての子どもの一人々々を、そのもの、すなわち、一人々々として感ずる心に充分であらうか。それも個性差を知り、個の尊敬を思ふだけでなく、その子をその子として、そのさながらをよく味わつてゐるだらうか。詩心を以て味わえば美しくないものはない。その意味で、一人々々を、觀念的な童心觀以上に、その子の心そのまゝを詩心で感得し得てゐるだらうか。

教師は、導き手、教え手である前に、子どもに對する豊かな詩心の所有者でなければならぬ。われらが、すべての人間に、純な詩心を以て接することは求め難いとして、子ども、わけても幼児のような、詩心をさそふ外的條件のすぐれたものに對して、詩心の動かない者は、教師として決して完しといえない。詩人の如くうたい、畫家の如くえがくのではないが、教育も一つの間詩である。その詩心で、うたい描くかわりに教育してゐるのである。

更におもう。詩心の純なるもの幼児の如きはない。彼等も亦、彼等らしい利心を以て教育を受けてゐるではあらう。又、彼等の裡に盛んな理心も存してゐる。しかし、その生活の主調をなしてゐるものは詩心である。すべてのものに、概念的でなく、そのものをそのものとして、觸れてゆく彼等の興味は、すなわち、その詩心の動きにほかならない。われら

は、彼等の花の繪を大美術とし、彼等の蝶の歌を大文學として、必ずしも一々高く評價するものではない。しかも花を見る彼等の目、蝶を追う彼等の手に、きら／＼と動く詩心を見るのがすことは出来ない。そして、われらは、その幼児の詩心と同じ純な詩心を以て、共に花を見、蝶を追うているだらうか。を反省せずにいられない。社會心も科學心も、教育の重要な面である。しかし、若しそうした面だけで、詩心の面を全く缺くようなことがあつたら、子どもらは、わけても幼児らは、如何に心さびしく感ずるであらう。但、詩心を詩心として満足させようというのではない。幼児の全生活のどこにも詩心が籠もり動いていることを忘れてはならないのである。詩心缺如の保育は、つゆつけのぬけた果實のように、がさ／＼から／＼している。

幼児の詩心を見るのは、花や蝶においてのみではない。それ以上に、われらに對する彼等の心において、その最も純なるものを見る。彼等は、能力ある教師、知識ある教師としてのみわれらを見ない。われらの一人々々にその人として接しており觸れてくる。味わうというには淺く淡いであらう。先生方は、彼等に味わ／＼れるべく、餘りに深く濃くいられるであらう。しかし、或る意味では勿體ないほど、われらにその詩心を動かしているのである。飛びついて來る時、すがりついて來る時ばかりではない。われらと共に唱つている時、われらの話を聽いている時、その唱歌に對する詩心、そのお話

に對する詩心と共に、われらに對する詩心も亦強く動いている。その場合、われらの詩心が、その唱歌、その談話には動いても、その子に動かなかつたら、彼等は如何にもの足りないことであらうか。

その反對に、——それが當り前であり常でもあるが——幼児と先生との詩心の觸れあひが一つになつた時、そのありのままを詩人は詠じ、畫家は描いて、「幼児と先生」という詩題をつけるであらう。又若し私に題をつけていゝということであつたら、何んのちゆうちよなく「教育詩」と題するであらう。

こうした意味において、教育、わけても幼児教育は一つの詩である。幼児教育の必要はいうまでもなく、その必要から幼稚園が作られる。幼児教育の理法もいうまでもなく、その理法から保育法が研究せられる。しかし、幼稚園を生む眞の心、それなしには、社會施設とし教育施設として生むにしても、眞の人間事業としては幼稚園を生まないであらう。眞の心は、この詩心である。この詩心豊かな教育者と、恐らくや更に詩心豊かな幼児との、詩心の結びつきに、幼稚園が生れるのである。それだからこそ、幼稚園を訪うものは、必ずそこに一幅の教育詩美を見ずにはいないのであり、その詩美に酔わされずにはいない。訪うもの然り、常にその中にあるものにおいておや。そうでなかつたら、眞の幼稚園ではないであらう。

樂園の再興

いま、私は寒い役所の事務机の上に、一冊の本をひるげ
て、いい知れぬ感じにうたれて、呆然としてゐる。表紙には
冬の野原を六、七才の子供たちが世にも楽しそうに一かたま
りになつてかけよつてくる所を、低い位置からスナップして
あり、その下にやや大きい活字で「學校におけるよき出發—
“A Good Start in School”」の題名がある。米國インディ
アナ州の公立教育部發行の第一五八冊と小さくしてある
文字が、畫面の空に浮いてゐる。全部上質のアートペーパー
で、子供たちのあまりにもたのしそうな姿態や、壺のさまざ
まな有様の寫眞がいつぱいのついで、日本なら六號活字位
な大きさの細かな文字で記事がつまつてゐる。私は繪をなが
めたり、あちこち拾ひ讀みして見る。繪を見るだけでもいい
ですよ」といつて、ヘフファン女史が貸して下さつた百八十
頁の本に私はたましいをうばわれたような氣持で呆然として
ゐる所なのである。

これは幼児たちに「學校におけるよき出發」を興えるため
の先生方の御苦勞を助けるために委員會をつくつて編まれた
ものであるとのことで、五才の幼稚園と六才の第一學年、七

文部省學校教育
局青少年課長

坂元彦太郎

八才の二、三年を一體とした四年間の學校生活の入門が取扱
われている。この書は一九四四年の八月に第一版が出ている
から昭和十八年に當り、戰爭の眞最中である。この書の編ま
んに特に盡力したという三人の人の「教師ならびに行政官へ
の公開狀」が卷頭につてゐるのを次に抄譯して見よう。

「この國家的危機の時にあつて幼い子供たちを教育してい
る我々は、いま當面してゐる戦いにはなく、來るべき平和
に目を注ぐ嚴かな義務を負つてゐる。我々の責務は破壊が荒
れ狂つてゐる世界での數少ない眞に建設的なものの一であ
る。我々が今教育してゐる子供たちは、その心身や生活を發
達させて、いま諸國家がそのために戦つてゐる、平和安寧自
由の世界を建設することに參加することが要求されてゐるの
である。」

子供の要求というものは戰爭のときであらうとそう變るも
のではなく、戰爭はかえつて、世界を戰爭につきおとすこと
を獨裁者に許した歐洲の教育の一形式についての反省をもた
らした。我々の課題は、永久に自由でありつづけることの出
來るように、自由な人間として必要な教育をわれらの子供達

に施すにある。」大學ではペンを棄てて戰場に馳せ参じたが「同じ壓力が小學校にもたらされねばならないと考えた人は少なかつた。」「年長のものは、その正常の關心や趣味や活動をししばらく棄てることも出来よう。しかし、小さな子供についてはこちらが。彼はこの子供の時期をたつた一ぺんしか持たない。若しも彼から、安全や幸福、正當の活動や經驗を今うばつたなら、彼に後になつてそのつぐないをしてやることは出来ないのである。」……青年を上官の命令に服従するように訓練することは數週間で出来る。しかし、子供を考へるように、考へて行動するように教育するには、長年月の注意深い教育と健全な指導とが必要である。考へるといふことは、すべて必要な事實が集められ調べられ解決され評價されないうちは判断を留保する、といふことを含んでいる。それは教養のある感情と、個人的な好き嫌いにかかわらず眞理と正義を主張する意志を含んでいる。「われわれが願つてゐる世界はこのような考へなくては建設され得ない。我々の世代ではこうした世界を建設することは出来ない。われわれはただそのいとぐちを開くことが出来るだけである。子供たちがはじめてほんとうの平和な世界をうち建てることが出来るのだ。」

「勞働者と軍隊が戦争を勝ち取る、教師と父母がその子供を通じて平和を勝ち取る。」の語で二頁の文章が結んである。

私は、この文章を読み、本文をばらばらとめくりながら、いい知れぬ感じに打たれて、實を打ち明ければ、涙がまぶた

にあふれかけている。この個人的な感傷を分析してさらに數枚の悪文を重ねたいと思う。

今、引用した序文の内容の一句一句に、戦争中に日本の子供に對しておこなわれたあらゆるらしい犯行が、きびしく責められてゐる。このことをえぐり出すことはお互にあまりに切なすぎる。讀者はここでもう一ぺん前の引用を読みかえして頂ければ、おそらく、私と共通な悔いと、嘆きと、そして一方には、子供たちに對する強いはげしい愛情のきびしさを感じみじみ感得されることであらう。今や、私たちも、皆さんと共に聲をそろえて云おう、子供たちには子供としての生活や喜びはたつた今にしかないのだ、世が混亂と貧乏のどん底にあろうとも、子供の世界にはかかわりのないことで、子供は子供らしく、明るく楽しい豊かな生活をおくらせようではないか、と。

混亂も貧乏も、子供の世界には何のかかわりもない——とは、あまりにも突飛な言説であると云うかも知れないが、無論、暗々のうちにまわりの世界から影響を受けることは己むを得ないとしても、何人が好んで幼児たちに闇の商賣の任方を教え、ペテンとインチキを授け、世の苦しみの實情をあはく必要があらうぞ。能うかぎり、可能な限りの、あたたかい環境をしつらえて、幼児に出来るだけ平常の生活を送らせるように努力すること、これが両親のつとめであると共に、幼児の保育にあたる者の心がくべきことである。戦争ごつこしか遊びをやらせなかつたあの戦争中の子供に對する犯行を、

別の姿で持續する必要はさらさない。せめて、こどもたちだけでも、資材や設備はとほしくとも、いろいろな工夫でもつてこのかけがえのない幼児期を充實しておくよう、世話と教育とを興えようではないか。

この國家的破滅の淵にひんしている時にあたつて、幼い子供たちを教育している我々は、この當面している混亂に目を注ぐべきではなく、來るべき平安と文化とに目を注ぐ嚴かな義務を負つている——といった風に、この文章を少しづつ書きかえていけば、正しく、いまの我が國のことである。さらに、かの歐洲の獨裁者を産んだ教育こそは、悲しいかな、今までの畫一的な強制的な教育、押しつけと詰め込みの教育と共通のものであることを認めねばならない。ほんとうに、子供たちを伸び伸びと明るく育て、自分の頭で考え、自分の力で行うような人間に育てていくこと、子供の子供らしい自然の生長に添つて、その後を辛抱づよくついでていくといった、骨折の多いまわり道をとることによつてのみ、ほんとうに、權力にも、集團の壓力にも動かされず、自由な批判と行動をすることの出来る個性をつくる源となるであらう。この基は、幼児の時に築かずして、いつの日かそのつぐないが出来ることであらう。

この書は、戦争のはげしい時に出版されるのだから、いかに本に仕上げられないのが残念である——とも書いてある。しかし、どうして、どうして、とても立派なものである。あ

る日本有数の印刷會社の重役が、日本の印刷技術は世界で一番進んでいる、今はただ資材がないからうまくいかないのだ、と或る席上で述べたのを聞いた。丁度、私はたずさえていたこの書をだまつて、その人の前にさしだして、これが戦時中の印刷ですよ、とのみを、熱心に頁をめくつていて彼に語つた。「とても、かなわない。」これが、彼の答えであつた。もつとも、手許からはなさず持ち歩いたために、すまないことには表紙が本文とはなれてしまつたが、こののり付けの不充分などが、唯一の戦時色かも知れない。本文にも、さし繪にも、ほんの少しの戦時色がないということも、あの頃の日本人には想像も付かないことである。——

私は、大分前からつと一つの夢をひそかに持ちつつづけてきた。それは、幼稚園と小學校の三年とを一つにした、いわば兒童前期のための教育機關をつくることである。これほど楽しく、そして生きがいのある仕事はなからう、と私は夢想していたのであつた。私は、この書のように、すでにこれが現實の姿として現はれて、かくも美しく巧みにえがき出されてゐるのに接して、いまさら、何をいうべきか、ことばを知らない。うらやみ、ねたみが、實は頭をもたげているのを告白しないわけにはいかないが、この方向に歩むことの可能を豫示されたうれしさで、胸が一ぱいになり、まぶたがあつくなるのである。功刀よし子さんの恩師たちがこの書の編さんに當られたことを聞いて、功刀さんとこの書についての感

激を語りあつたが、その時、私の涙もろさを明るくからかわれた。笑われながら、私は一層あかるい涙が胸の中にひろがるのを覺えたことである。

私は、一ぺんで読みおわるのが惜しいような氣持ちで、一方 仕事の繁忙にもかまけてまだ、讀み終るまでにはいたらない。讀みおわらないことが、何となく楽しい豫感を私に貯えていく。

陶淵明の詩をもじつて「學園まさに燕さんとす、何ぞかえらざる」との感慨が冷たい役所の事務テーブルの上にさまよう。幼稚園を學校教育法の中に入れることの數々の苦勞も、子供たちの一回の微笑ほどのぬうちもたないような氣がして來た。いつかは、日本にもこうした四年の初級の學校が出來、その子供たちの楽しいサークルの中に立つ自分を見出す日が來ることを期待ある夢にうつとりとなるしばらくの時を持つ。

私が夢みて來たこの四ヶ年の初級學校は、つまりは、本當に自律的な社會人をつくるための土臺を築く最も重要な時期に對する最緊要な教育を行う所である。もつとほんとのこととを打ち明ければ、私は、この時期の子供たちとおそぶことほどたのしく、先生としての生きがいと人生の幸福を感じることはない、との個人的な趣味、限らない愛着を持つてゐるのである。その上に、私は信じてゐる、この時期の子供の教育を経験しつゝその方法と態度とを會得してはじめて、それ以外の子女の教育も出來るようになるのである——。正直にい

えば、この初級學校こそ、もしも樂園というものがこの世にあるとすれば、正しくそのものである。ああ、この天國にも比すべきものが、いままでも日本の國ではおろそかにされ、おろそか亡びようとして來た。幼稚園から小學校の下級までの教育をたてなおすこと、そしてその方法と態度を上の方にまで押し及ぼすことが、新教育の精神でもあるが、この樂園建設を復興し、建設しようと努力する人々が一人でもふえることを切に祈りたい。

さらに、私事にわたり、手前味噌になつて恐縮であるが、私は數年前岡山師範の女子部長をしてゐた。その時學校中で一番立派な所は附屬幼稚園であり、そこはほんとに楽しい夢のやうな桃源境であり、樂園であつた。私は幼稚園と國民學校の一貫した教育の經費を先生方と計辨し、少しは實施をして見た經驗をもつたが、遂に、一昨年六月末悪夢のやうな一夜、一切が灰になつてしまつたのであつた。また、絶えず協力してくれた小山主事も、廣島で死んだ十萬人の一人となつた。今一ついわしてもらいたいことはその夜の前日まで、いろいろな壓迫や國難にもかゝらず、幼稚園を開きつづけたのだ。その時まで一緒に働いた吉岡、横田の先生方の努力を思いおこし、このささやかな私たちの努力がさらにあの「桃源境」が、灰となつて天に舞い上つて、この冊子の中に現はれ、新生の幼稚園の中に、さらにも來るべき私の夢の初級學校の中に、實現するであらう、という予感が、私の胸一ぱいを涙でひたすのである。

(昭和十二年三月七日)

「ことば」で育てる

東京高等師範學校教授

石井庄司

これまで、國語教育といえば、學校教育がはじまるまで必要ではないと考えられてきた。したがつて、幼児の教育とは關係のないもの、或は、關係のうすいものというように考えられてきた。しかし國語の教育は、決して文字の教育だけではなく、話し言葉の教育が重要な役割を占めているのである。それでも、言葉の教育は、幼児にはまださして必要でないかもしれない。しかし幼児にも言葉での教育は十分關係がある。それどころか、言葉の教育が行われるより、はるか前に、すでに、言葉での教育は行われている筈である。

たとえば、どこの幼稚園だつて、「ことば」の使われていないところはない筈である。園長先生も保母の方々も、また園児も、一日中黙つているというような幼稚園は、この世には存在しないであらう。「先生、おはよう」と喜び勇んで園児が飛び込んで来る朝から、「さよなら」と言うまで、どこの幼稚園も無邪氣な話し聲に充ち満ちている筈である。こうして、ことばは育つて行く。「ことば」の教育は確かに存在するわけである。「ことば」で育てることは、學校教育の重要な部面であるが、幼稚園が十分その任務を果しているのである。

しかし、これも、決して、幼稚園からはじまつているのではなく、家庭教育の中心が全く「ことば」であること、知る人はよく知つている筈である。生まれるとすぐ母親は、やさしく腕に愛兒をかゝえ込むと共に、愛撫のことばを投げかける、片言まじりにどころか、まだ一言さえものいうことのできない赤ん坊でも、母親は、十分話を交わすことができる。泣くにつけ、笑うにつけ、起きるにつけ、寝るにつけ、いつでも母親の慈愛のこもつた「ことば」が伴奏として存在するものである。こうして、子供たちは育てられる。「ことば」で育てるといふことは、決して奇妙な言い方でないことは、十分わかかつて戴けることと思ふ。

こゝで中根東里先生の「新瓦」のことを申したい。中根東里先生は、伊豆の下田の人で元祿七年に生れ、明和二年、七十二歳で亡くなつた儒者である。今から凡そ百八十年ばかり前の人である。年十三のとき父に先だたれ、母につかえて孝養をつくしていたが、母の命で僧となり、後、江戸に出て猿蓑や鳩巢などについて學を修めたが、全く普通の者とは違つ

ていた。かつて鎌倉の鶴岡八幡宮の前で、弟と共に下駄を賣つて生活したこともあつた、後には下野國安蘇郡の天明卿に移り開店した。このとき、鎌倉の弟叔徳の娘芳子を引取つて世話をした。芳子は僅かに三才、先生は五十二歳の獨身者であるが、晝夜心根を傾けて、芳子の養育につくした。「新瓦」は芳子四歳のときに書かれたもので、全く感激の深い書物である。

その中にこういうことが書いてある。芳子が下野へ来るまで、鎌倉で世話になつていた隣のお婆さんがあつた。芳子の母はなくなり、父の叔徳はかせぎのために外出することが多いので、隣のお婆さんに頼んだのである。このお婆さんは、父の前では、芳子をよく世話するように見せかけているが、陰では虐待したということが述べてある。その證據というのは、三歳になる芳子が下野へ来たときに、幼言葉といふものを知らない。みんな大人のような言葉遣であるといふことを指摘して居られる。例えば幼児は手といふことは「テ」といわず「テテ」といふ、寝ることは「ネネ」といふ、起きることは「オキオキ」、食物は「ウマウマ」というように重言を使う。また犬は「ワンワン」猫は「ニャーニャー」鼓は「テンテン」尿は「シィシィ」というように聲をそのまま具象的に言う。元來幼児は、こういう愛情のこもつた「ことば」で育てられるものである。ところが今、芳子は隣のお婆さんから愛情を以て世話されなかつたから、こういう幼言葉を知つてゐないという結論なのである。

これは、今日の科學的考え方、或は標準語教育というような方面から考えると、異様に思われるかも知れないが、深い意味のあることと思う。眞の親心の有無ということが問題となるのである。「ことば」の教育ではないが、まことの言語教育の眞理を言い現わしたものと思う。知識階級の家庭では往々にして、行きすぎた「ことば」の教育という點から、幼児に幼言葉を與えず初めから大人の言葉を教え込まうとして、大事な親心を失つた例を見せられる。考うべきことではないかと思う。

アメリカの學校での言語教育は、家庭の言語から入つてゐるといふことを過日進駐軍の方から聞いた。あまりやかましい言葉直しは、兒童の濫刺たる發表の意欲をおさえて、かえつて言語教育には、差支を生ずるといふ話であつた。幼稚園での言語教育は、幼児言葉そのままよく方言でも訛語でもともかく幼児が楽しんで話することに重きを置きたいと思う。それでは幼稚園では、どんな「ことば」でもよいか、特に保姆先生の「ことば」は何でもよいかといふのではない。これは全く、正しく美しい日本の標準語であつてほしい。少くも明るい「ことば」、心のやさしい、愛に満ちた「ことば」であつてほしい。

かつて英國の政府が調査した「英國に於ける英語の教育」といふ報告書の中に

Every teacher is a teacher of English because every teacher is a teacher in English.

という文句がある。これをわが國に移せばすべての學校の先生というものは、國語の先生である、なんとすれば、すべての先生は國語で教える人であるからということになる。幼稚園の保母の方の中には、専門の國語の先生というふうな方は、いない筈である。しかしどの保母の先生だつて國語で教えない先生はないのであるから、どの保母の先生もみな國語の先生ということになるのである。この事實をぜひ幼稚園の方々に考へて戴きたい。幼稚園といへば、多く施設の面、遊戯とか運動の施設のことが主だつて考へられ易いのであるが、全く何の準備も必要としないように見える「ことば」のことをしつかりと考へて戴きたいと思う。

保母の先生がみな國語の先生だからというのでみんなに立派な字を書いて戴きたいとか、名文を作つて戴きたいとか言うのではない。そういう字の上でなく、幼稚園ではすべて高聲としての言語である。話し言葉或は歌う言葉などに氣をつけて戴きたい。

一昨年あたり發表された英國ミズリー大學のカリキュラムの報告書の中に

Every teacher is a teacher of speech.

という一句があつた。すべての先生は、おはなしの先生である」ということである。これは、おもにパブリックスクールのこととして論述されていたのであるが、幼稚園の先生にとつては、最も必要なことと思われる。文字によらない話し言葉では、なんとしても、先生が模範を示すより外いたし方が

ない。どんなに深遠な理論を述べたとて、幼児にはわからなないのであるから、保母の先生は、ただよい手本を示して戴きたいのである。それが保育の最大最要のつとめであると思われる。

これまでは、幼稚園では、おはなしの上手な先生が重寶がられた。面白いおはなしをたくさん知つてゐる先生は、みんなから羨しがられた。もちろんそれが悪い筈はない。しかしこれまで、餘り多く興えることだけしか考へられなかつたのではないか。幼稚園の保母の方々は、興えることよりも、幼児のおはなしを喜んで聞くという、よき聞き手となるべきではないかと思う。人間はすべて報道の本能を持つてゐると言われてゐる。見るもの、聞くもの、なんでも、すぐ人に傳へたいという本能がある。幼児は全くその本能に動かされてゐる。「先生、先生」といつて、保母先生のところへいそいそと報告に来る幼児の話をしつかりと聞いてやつてほしいのである。よろこんで幼児の話に耳を傾けるばかりでなく、いくらでも幼児が話しをするように仕向けてほしいものである。興えるよりも、受ける方を多くしたいものと思う。そこには最も生き生きとした幼児の生活があるのであり、幼稚園全體が生きて來ると思う。歐米の教育では、特に聞き方の教育が重んぜられてゐるのは、その故であらうと思う。このことは、同時に家庭の母親にも望みたい。母親はぜひよき聞き手でありたい、幼児の話のよき聞き手であるばかりでなく、

よき娘や息子の子の話の聞き手にもなつて戴きたい。「こんなこと、お母さまに言つても駄目よ」といつて、娘が眞實を聞かせなくなつたら、それこそ大變である。「お父さまも、お母さまも駄目だけれど、叔父さまなら、聞いて下さるだろう」とか「叔母さまなら聞いて下さるだろう」というような方があれば一家はまことに幸福である。

むかしは農村などで、何かむづかしい事件が起ると「お寺の和尚さんに聞いて戴こう」といつて、山寺に出向いたわけである。何々争議といつたむづかしい事でも「お寺の和尚さんに聞いて戴かう」で、事件は平和に解決した。ところがこの頃は、こういう「聞いて戴こう」という方がなくなつたのではないかと思う。これは社會の不安を一層深めてゐるのではないかと思う。「はなしを聞く」ということは、事件を解決するということでもある。一國の中に、かういふ聞き手があれば、どんなによいかと思うと共に、自分はぜひ幼稚園の到るところにいつもニコ／＼として園児のはなしに耳を傾けて下さる保姆の方を見つきたい。多勢を集めて大勢に「ことば」を散布することだけが決して「ことば」の教育ではなく、それよりも、靜かに、幼兒の話し聲に聞き入るところに、まことの教育がある。幼兒は「ことば」を使つてそれで育つのである。そして、ときどき、先生はよい模範を興えて戴きたい。きびしい躰などと言はず、楽しく幼兒らと共に話し會つて戴きたい。それで幼兒はぐん／＼育つて行く筈である。

さて、かういうと「ことば」の教育というものが如何にも無造作のように思われるかも知れない。それは困るので、かういふことが十分できるためには、いろ／＼の準備が必要となる。準備などといえ、學生時代、修業時代のことのように思われるかも知れないが、もちろん修業中の人々に、大きな準備のあることはいうまでもないが、しかし毎日のつとめの中にも心掛が要ると思う。

岸田國士氏は「現代演劇論」の中で、俳優の心得として「刻々變遷する日常の口語體に、絶えず注意を拂うのみならず、漢文脈より歐文脈に推移する文學的表現に親しみ、あらゆる職業、教養、年配、性格を通して各種の人物に接觸し、その話し方を微細にノオトする必要があるのである。」と書いて居られる。「ことば」は生きものであるから、いつも現實の相において、しつかり把握されていなければならぬ。「刻々變遷する日常の口語體に絶えず注意を拂う」とあるが、これは教育者としても是非望ましいことであると思う。それから子供を扱うのだからいつて、輕視してはいけない。幼稚園の先生は、ぜひ文學のわかる方であつてほしい、文學がわかるということほどどんなことか、考へて見ればむづかしいことである。とにかく話の筋や内容だけに感心するのではなく「文學的表現」に親しむことが肝要であると思われる。それから、多くの職業、教養、年配、性格の人物に接觸し、その話し方を微細にノオトするといふのである。これは大變なことである。しかし俳優だけに入用なのでなく、幼兒の教育にたず

さわるものは、ぜひ一人一人の幼児の話し方に細密の注意と關心を拂つてほしい、できたら詳しくノオトするだけの熱意が欲しい。ほんやりと聞いているのではない、聞くことによつて、相手に目をひらかせるのである。

森鷗外の言葉に「人間として生れて、眼も見え、耳も聞えるのは、不具者でない以上、これは當然の話だ。だが眞の意味で、眼も見え、耳も聞える。と云う人は、ほとんど稀である。折角子供たちがこの世に生れた以上、どうかして本當の意味で、眼も見え、耳も聞えるような人間にしてやりたいものだね」ということがある由、小堀杏奴氏の近作「冬の花東」に書かれていた。まことによい言葉である。われ／＼はぜひ幼児たちに、本當に、眼も見え、耳も聞えるような人間にしてやりたいものである。

島崎藤村は、詩人として、小説家として、また隨筆家として、立派な作家であつたが、同時に藤村は童話作家としても特色のある存在であつた。藤村は童話についてこう言つてゐる。「この世の中には童話という形式でなければ表現し難いこともある」私たちが旅から歸つて自分の家にも着くと、大人に聞かせたいことと、子供に聞かせたいと思ふことがある。「藤村のこういう言葉の意味を最近刊行された掛川俊夫という若き評論家の「島崎藤村論」には、「藤村の童話の一つの特異性としては、筋の變化よりも、日常のことの中にこもる深い意味を面白い表現で表すということであろう。ありふれたことの中に、何かの意味を新しく發見することがその童話

の本質といえる。このことは藤村がその作品の中で常に云つてゐることであるが、童話という形式を選んだのも、分り易い言葉で、事物の本質を子供に分らせようとし、子供に物を見る眼を養はしめようとしたのであらう。」とある。鷗外の言葉とも符合するようで、自分には大變うれいしい諒だと思つた。幼児たちに、物を見る眼を養はしめるということくらい、大きな仕事はないと思う。童話をきかせるといふことの本質がそうであるばかりでなく、こちらが幼児の「ことば」を聞くといふことが、とりも直さず、幼児の眼を見開かせることになるのである。

權威ある者のごとく教えたという基督の姿も尊いが、それにもまして、自分には、なつかしく、また尊く感ずるのは、多くの人々の「ことば」を聞いている基督の姿である。かくて、人々は救われているのである。再びいう、幼児は「ことば」で育てられるのであると。

話させるまでのいとぐち

ここに「銅像」と呼ばれる園児があつた。毎日幼稚園の門をはいつてから出るまで、先生に對してけつして口をきかない。すべてのこと頭を縦にふるのと、横にふるのので済ましてしまふ。いふまでもなく「縦」はイエスであり「横」はノーである。

保姆たちはこんな話をした。

「人間も、頭を縦と横にふるだけで、生活してゆけるものね」

「一言でも、あの子にしゃべらせた先生はえらいわね」

「できないわよ。まるで銅像ですもの」

こういふ「銅像」が案外ある。恐らくどこの幼稚園にも幾人かあるのではなからうか。

こういう子供を話すようにする——そのためにはどこでも苦勞する。

ところで、この子供は「話しきらい」というレッテルをつけられるのが普通であるが、實は彼は話はきらいでないので

上 澤 謙 二

ある。否、話したいのである。けれども話せないのである。話せないわけは、性格とか、習慣とか、環境とか、いろいろあるだろうが、兎に角話したいけれども話せないのである。もし彼が飽くまで話すことがきらいならば、話すことが始終繰返されている幼稚園には來ないだろう。もし彼の心を癒す寫眞があつたとしたら、人一倍話したい要求が燃え立つていることがわかるだろう。

さて、かういふ子供を話させるにはどうすればよいか。指導の第一段は、かえつて彼から離れることである。幼いながら、彼は話せないといふ自分の短所をよく知つて、ひげ目を感じているのである。だからその短所に觸れられることは、病人が痛いところに觸られるように、まことに辛いのである。もし先生がそれを氣にして、屢々何かいうとすれば、よし勵ましであれ、慰めであれ、當人に取つては深刻な經驗なので、遂には堪えられなくなるだろう。

例えば、朝、初めてその子供に逢つた時、先生が笑顔で迎

えて『おはよう』と、快活に挨拶する。先生からすれば、それによつてその子供に『おはよう』という機会を興え、少しでも話す方へ引張ろうとする親切な誘導であるが、それすら彼に取つては大難關にぶつかつたことになる。いかに努力しても、その時すぐに『おはよう』といふ返すほどの口軽さにも、氣輕さにもなれないので、ただ困惑するだけであらう。二三回もそれをつづけければ、朝な朝な先生を回避するようになるだらう。

こういうふうだから、組に分かれて出席を取る時返事をしないでも、さつさと次を呼ぶことにする。問答の順序になつても、どんどん通り過ぎて、次に移ることにする。その際その子供を、ちらりとも見ないようにする。見なくても、ドキドキする胸を抱いてうつむいて、身動きもせずにいることは分つているし、呼び返しや指名が頭上を通り越すと、ホツとすることも察せられる。兎に角「先生は自分が話さないことについては問題にしていない」という安心を興えることである。そうして、先生と同じ机に向き合つても、おちついていられるようにすることである。

こういう時期がしばらくつづいて、安心が根をおろしたとたしかめられたら、第二段に進む。しかし第二段では、口を開くことは尙早で、目だけ働かせる。時にやわらかい顔をして、子供の方をちよつと見る。これは偵察と接觸の意味が半ばしている。偵察とは先生にどのくらい親しんできたか、或はまだかを窺うこと、接觸とは相親しむ前提として、目と目

だけでも觸れ合わせることである。だから時々である。頻繁では強過ぎる。それからやわらかい顔である。ピンと張つたまじめた顔や、こぼれるような笑ひ顔は、いずれも強過ぎる。それから「ちよつと」である。注目や凝視は強過ぎる。

ところで視線をむける途端に、相手が顔を伏せるようだつたら末だして、第一段の範圍に止まらねばならぬ。けれども「時々」でも「ちよつと」でも、目を見合はせたら、何かを讀み取れないことはあるまい。「目は心の窓なり」ともいわれる。そこに明るい閃めきの氣分、晴々しい輝きのうごきを見たら、有望である。然しこれも時々でなければならぬ。頻繁では、子供は應接するのに煩わしくもなくなつて、折角舉げた顔を伏せるようになる危険なしといえないからである。

だんだん目と目の交渉が適當に行われて、明るい晴々しい閃めきと輝きが眼中にあふれるようになったら、第三段に進む時期となる。いよいよ言葉の交換である。けれども他の子供と同じように、改めて質問したり、開き直つて話しかけたり、大勢の前で指名したりするのは早過ぎる。そんなことをしたら、その勢いに壓倒されて、發しようとした聲も發しなくなり、出ようとした言葉も出なくなるだらう。目出たない自然の機会を捉えて、話を引出すことが肝腎である。

それにはお辨當の時などが最もふさわしいだらう。先生は豫めその子供をすぐそばに座らせることを忘れない。たべながらあちこちで話のはじまるが、それは最も自然で、自由

で、具體的である。自然とは、たべるといふことが主なので、われ知らず始まるから。自由とは何の制限も屈託もなく話せるから。具體的とは、目の前に置かれてあるお辨當そのものについての話が多いから。だから亦最も氣易い時、話しやすい時なのである。

先生はそばの一人二人と所謂「具體的」なお話を、しずかにゆつくりはじめる。その子供と親しむためでもあるが、あの子供と話す伏線でもある。その子供たちとの話の間に機會を見て「あの子供」に話しかける。その時の言葉は短かい方が、聲は低い方がよい。

『お辨當おもしろい?』又は『お母さんが作つてくださったの?』

こんな質問は拙劣である。これに對する答は言葉を使せなく、頭の縦ふりか横ふりかで済まされるからである。

『お辨當のお菜何?』又は『誰が作つてくださったの?』こんな質問は圖星である。どうしても言葉で答えなければならぬからである。しかも分かりきつたやさしいことで、簡単な言葉で済むことだからである。多少でも面倒なむづかしいこと、比較的長い言葉を要することは避けねばならぬ。答えるのに臆劫になつて、口をつぐませてしまうからである。

偶然の接觸を利用することも忘れてはならない。不意に廊下などで出遇つた時『どこへゆくの?』何しにゆくの?』などと、聲をかける。場合が自然で豫期しなかつただけに、か

えつてひよつこり返事が出るものだ。

『お部屋へ』『お辨當取りに』などと。

周圍の事情によつて或る必要に迫られた場合は、好箇の機會として見逃がしてはならない。例えば下駄が見つからなくてうろろしている。何か問題が起つた」と見て取つた先生は、透かさずそばへ寄つて聞く。

『どうしたの?』

現在困つてゐるので援助を求めねばならぬ。痛切な必要に迫られると、言葉はするりと出てくる。

『下駄が……なくなつたの……』

『そう——どこへぬいでおいたの?』

『ここへ……ぬいでおいたの……』

『どんな鼻緒? 黒いの、白いの?』

『黒いの……』

『ぢやあ、先生といつしよに見つけませう』

手を出すと、多分その手を握つて曳かれるだろう。普通ならば絶対にそんなことはない。手など出したら逃げてゆくだろう。けれども今は頼らなければならぬ、いつしよに歩かなければならない。おのずとつながるわけである。そうやつて探す間も、先生が必要に応じて話しかければ、たいがい答えるだろう。但し例によつて「頻繁」にならぬように。

この際、先生は一生懸命になつて、どうにかして下駄を探し出してやらねばならない。それは子供の不便不都合を満たすと共に、所有を舊に歸す意味からも必要なことというまで

もないが、同時にその子供の談話生活の上からも、極めて重要なことだからである。というのは、ここで下駄が見つければ、それは先生の援助のおかげであるが、先生の援助を得られたのは、實に口を開いて話したことのおかげだからである。ここに於てか「話す」ということが、いかによいことであるか、を、靦面に感ぜざるを得ないだろう。そうしてこれこそ經驗を通じて談話の價値を體認させることに外ならないであらう。

『よく先生にいつたわね。先生にいつたから見つかつたのよ、よかつたわね』

先生は共に喜ぶ心から、このくらいの數語を添えて、その經驗を更に明かに意識させ、その事件のしめくりとするのもよからう。

かくて「銅像」の口は漸くにして開き、舌は漸くにしてうごき出すようになるだろう。即ち談話の森へのこみちが漸くしてつけられたことになるであらう。

ここでも保育は、愛と、注意と、機智と、根氣の綜合である。

× × × ×

○親と先生の會話

『いつも御厄介さまでございます』

『どういたしまして、ゆき願きませんことばかりで』

『おかげで、健康も大層よくなりまして』

『それですね。お顔色も……』

『まつくらになりました』

『この頃は、特別毎日外あそびで』

『先生も……おつかれでしょう』

『すつかり日にやめました。ホホ、』

『よく遊ばせていたゞくので、おなかもよくすくとみえて、ご飯もよくいたゞきます』

『わたくしも、ホ、』

『夜分もよくやすみまして』

『わたくしも、よくやすみます。夜になるとこくり〜で』

『ほんとに、ご苦労さまでございますね。子どもは幼稚園を、何より楽しみにしています』

『わたくしも。お子さん方に負けない程、幼稚園が何より楽しみで……』

『ありがとうございます』

『いえ、わたくしこそ、ありがとうございます』

六 月

會 橋 惣 三 作 詞
弘 田 龍 太 郎 作 曲

♩ = 96

ア か オ オ オ イ い エ ノ キ ヲ ハ も タ ウ の エ ア か オ オ イ ツ ハ ほ ク ヤ が シ ヲ

ア か オ オ オ イ い エ ヤ く オ ニー ド マ ツ レ ロ ズ カ ク ク ツ ツ フ ワ わ イ ア か ロ ク オ る が イ い ツ

遊戯『六』

月

あおい のはら
あおい はやし
あおい やま
ろくが つは あおい
かるい きもの
かるい ぼうし
かるい くつ
ろくが つは かるい
うたえ うたえ
あおい ろくが つ
おどれ おどれ
かるい ろくが つ

作詞 倉橋惣三
作曲 弘田龍太郎
振付 戸倉ハル

一列圓形 四小節(八呼間)靜かに聞く
前奏 隊形動作

(一)

青い野原青い林青い山 手をつなぎ、圓周上を左に十二歩
あるく(最後は圓心をむいて、足を揃える)
六月は青い 膝を屈けて伸しながら、手を體の前で打上げ
る動作を二回行う

(二)

軽い 圓心に向き、左足を左に出し、右足で床を打つ(ヘス
タンブ)

きもの 右足を右に出し、左足でスタンブする

軽い帽子、軽い靴、「軽いきもの」と同じ動作を、更に二回
繰返す

六月は 右足で片脚跳を一回行い、同時に體の前で一回拍
手する(拍手した手は後に流す)

軽い 右足で片脚跳を行い、同時に拍手する

(三)

歌え歌え 左手を前方にかざし(歌をうたう様子)左足から
圓周上を左に四歩あるく

青い六月 右手をかざしてあるく(此の時かざさぬ手は前
後に元氣よく振る)

おどれおどれ 拍手しながらスキップ七歩で圓周
上を左に進み最後に兩足を揃えてとび込んでとまる

幼兒保育施設の整備擴充に關する建議案

關西連合保育會
全日本保育連盟

昭和二十二年二月十一日

新日本建設の基礎は、實に教育にあることは申す迄もありませんが、さらにそれはその根柢たる幼兒教育にまで遡つて考究せらるべきであります。依つて學齡の幼兒教育に對して、その制度及び内容に互り、根本的全般的に刷新を行い、幼兒保育施設の整備擴充を圖ることが、現下最も緊急を要する問題の一つであると信じます。抑も幼兒保育施設の重大使命は、(一)平和國家文化國家の建設を成就すべき幼兒の心身の健全なる育成、(二)婦人の社會的進出を促進せしむる爲めの保育の共同化、(三)幼兒及び母親を通じての家庭の民主化等にあると思ひます。然るにこれに對處すべき我が國幼兒保育施設の現状を見るに、制度上も設備内容上も殆ど放置せられておる状態で、遺憾の至りに存じます。こゝに幼兒保育施設の整備擴充の急務なるに鑑み、特に次に掲げる諸施策を即刻且つ強力に實施せられることを要望致す次第であります。

一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正
二、幼兒保育施設の普及擴充

三、幼兒保育施設の年齢による再編制

四、國民學校に幼稚園を附設し、就學前一年の保育義務制
施行

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

六、保育資材及び保育用品の確保
右建議致します

建議理由書

一、幼稚園令、その他幼稚園關係法規の改正

今般新學制の成立に伴い、六・三・三・四制實現の機運を見るに至りましたことは、誠に欣びに堪えません。然るに幼稚園に就いては、大正十五年制定の幼稚園令に、先年僅かの形式的改正を加えられたのみで、劃期的な學制改革が行われる今日、尙保育制度の全般に對して、何等根本的に刷新改革が企圖されていないのでありまして、甚だ片手落であり、遺憾至極に存じます。新學制の基礎を固める爲めに、この際我が國保育制度も根本的に再檢討し、それが刷新を圖るべきで

あると信するのであります。

二、幼児保育施設の普及と擴充

現在我が國に於いては、國民學校就學兒童のうち幼稚園及び託兒所(常設)の恩恵に浴しているものは、合せて僅か一割五分にも足りないであります。而も今日は戦災の爲め保育施設の數は、激減しています。然るに新日本建設の爲めの幼児保育の地位、婦人の社會的進出への要請、家庭生活、家庭教育の現狀等に顧みるときは、幼児保育施設の復興は勿論のこと、大いにそれが擴充を圖ることが、今日の急務でなければなりません。

三、幼児保育施設の年齢による再編制

我が國現在の幼児保育施設は、教育施設として文部省所管の幼稚園と社會施設として厚生省管下の託兒所とに二分されております。元來殆ど同年齡の幼児が別々の施設で保育されていることは民主的でないと思ひますし、又漸く幼児期を越えればかりの幼児と國民學校就學前期に當る幼児とは、その保育方法も設備も、決して同一であり得ないことは明確であります。その年齢に應じて、それぞれ最善の教育保護を行うべきであり、この觀點から次の如く年齢による組織化、再編制の必要があると思ひます。

(一)四歳以上國民學校就學の始期に達するまでの幼児を保育する施設は、これを幼稚園と稱し文部省が所管すること

(二)四歳未満の乳幼児を保育する施設は、これを託兒所

保育所と稱し、厚生省が所管すること

四、國民學校に幼稚園を附設し、就學前一年の保育義務制の施行

幼稚園に於ける保育効果を認識しつつも、地理的及び經濟的理由から入園させ難いものが多いのが現狀であります。その解決策として、國民學校には凡て幼稚園を附設し、保育義務制少くとも就學前一年の保育義務制を施行すべきことを提案致したいのです。かくて教育の機會均等も與えられ、又今回の初等教育制度の改革、義務教育の充實も、この幼稚園保育の義務制を前提としてこそ、完璧を期し得られると信じます。而してそれには次の如き對策を必要と致します。

(一)經費は國庫補助により地方支辨となすこと

(二)私立幼稚園の整備擴充を圖り、その經費の補助をなすこと

(保育義務制に於いては、區域内の私立幼稚園をも充當活用すること)

五、教員養成機關の整備擴充及び教員の待遇改善

教育の効果は、教育者その人の質に負うところ極めて大であることは申す迄ありません。然るに現在の如く幼稚園教員養成機關を不備不完全なる状態に放置することは、絶対に不可であると思ひます。これ教員養成機關の整備擴充を強調する所以であります。又幼稚園教員の待遇に就いて見ましても、一般勤勞婦人と比較して、甚だ低位にあり、従つて保育

に關心を有しながら、やむを得ず退職するものも決して少なくないのが現状であります。故に待遇に關し適當な國家の保證を切望致します。それで是非次の如き措置を採られたいのであります。

- (一) 都道府縣師範學校女子部に高等女學校卒業、修業年限三年の保育科を附設すること
- (二) 大學に保育研究科を設置し、幼稚園教員養成機關の指導者を養成すること
- (三) 都道府縣に保育研究所を設置し、保育及び幼兒文化の

教育基本法及び學校教育法の掲載に添えて

——特に幼稚園の部に就て——

編 集 者

研究指導、教員の再教育等を行うこと

(四) 幼稚園教員の待遇を國民學校教員と同等となすこと

六、保育資材及び保育用品の確保

目下幼児保育施設に於いては、保育資材難及び保育用品の不足の爲めに、その復興、修理、運営に付き甚だ困難な状態に陥つています。依つて保育施設の復興、新設に當つては、資材の確保又保育用品の製作配給等に特に御力添えを切望致しますのであります。

以上本案を提出御願ひする所以であります。

教育基本法と學校教育法は誌友必讀また必携の重要法律として、本號附録に掲載した。教育基本法は、教育刷新委員會

の内閣總理大臣への答申に基き、文部省案として議會に提出可決せられたもの、その提出理由に『あらたに日本の教育の基本を確立するため、教育の目的を明示し、又、日本國憲法の精神に則り、これと關連する諸條項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である』とある通り、わが國の教育の總基本となるものである。全文を掲載した。

簡潔であるが、句々綿密な理解を要する。

學校教育法は同じく教育刷新委員會において討議せられ、教育基本法に基き從來の一切の教育令を廢止して、新法律案とし、議會において、可決せられたものである。從來の教育令は勅令によつて定められていたが、今や、すべて法律となつた。新憲法の本旨に従つていえば、法律による教育法は、とりもなおさず、國民が定めた教育法といふことである。法律としての學校教育法に此の深い意義のあることが、先ずよ

く注意せられなければならない。さて、此の法律にいう學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園であつて、大學と幼稚園は、學校といふ名稱でないが、法律上は學校であつて、すなわち、幼稚園から大學までの一切の學校がこの一本の法律によつて、同一の教育法の中に置かれてあるのである。全文を掲載するのがよいのであるが、誌面の關係上、高等學校と大學の部その他を省略した。わが國の學校體系は、幼稚園三年、小學校六年、中學校三年、高等學校三年(乃至五年)、大學四年(乃至以上及大學院)であつて、その六・三が義務教育となつてゐる。その各々の學校が如何に新らしい性格に刷新せられたかは、機會ある毎に誌上で解説したいと思つてゐるが、先ず精讀せられたい。

特に幼稚園の部について一言する。幼稚園は從來の幼稚園令によつては他の學校とは獨立の保育施設であつたが、この學校教育法においては他の諸學校と同列の法的規定下にその位置をもつたのである。これは教育刷新委員會の議決答申によることであり、教育機關としての幼稚園の將來の位置を確立したものである。保姆の名稱が廢され、大學(教授)以外、小學校、中學校、高等學校等と同じ教諭となつた。これは、たゞ名稱を變えただけではなく、學校教育者として特殊のものでない(専門家ではあるが)こととなり、教員に關する諸法規に重要な關連をもつことである。なお最も重要な點は、幼稚園の目的も内容も、幼稚園令とは全然書き改められ

たことで、これは本誌が特に、あらゆる機會を以て詳解する筈であるが、誌友諸君の深き關心を以て研究せられるところと信ずる。從來の保育項目の列擧や、幼稚園令施行規則中の保育規定なども廢止せられ、一見極めて簡單になつてゐるが、これは法律としての文面であつて、幼稚園教育の目標及び實際内容については、いずれ文部省から「保育指針(假稱)」が公示せられる筈で、幼稚園保育内容調査委員會において整理せられてゐる。これについても、いずれ順次紹介するが、幼稚園の教育目標が義務教育の目標への一貫を企てられることは、特に注目を要する。以上すべて幼稚園の教育的充實に劃期的進展の踏出しが實現されてゐるものである。序に附言するが從來の幼稚園令ではその設置許可の規定はあつても、新學校教育法に明記せられてゐる(第八十三條)「各種學校は第一條に掲げる學校の名稱を用いてはならない」という如き嚴重な表示がなかつたため、往々にして幼稚園といふ名稱の非合法的濫用もあつたといわれている。これからは取締りの法的根據がしつかりした譯である。

(昭和二十二年三月記)

教
育
基
本
法

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢獻しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機會に、あらゆる場所において實現されなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即

し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢獻するように努めなければならない。

第三條(教育の機會均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社會的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に對して、奨學の方法を講じなければならない。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する學校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合ふなければならないものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人

のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤勞の場所その他社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて獎勵されなければならない。

國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。

第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定めらる學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならぬ。

學校教育法 (抜粹)

第一章 總 則

第一條 この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。

第二條 學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法

と。

第九條(宗教教育) 宗教に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を實施するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

人のみが、これを設置することができる。

この法律で、國立學校とは、國の設置する學校を、公立學校とは、地方公共團體の設置する學校を、私立學校とは、別に法律で定める法人の設置する學校をいう。

第三條 學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、

監督廳の定める設備、編制その他に關する設置基準に従ひ、これを設置しなければならない。

第四條 國立學校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する學校の外、學校（大學の學部又は大學院についても同様とする。）の設置廢止、設置者の變更その他監督廳の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならない。

第五條 學校の設置者は、その設置する學校を管理し、法令に特別の定めある場合を除いては、その學校の經費を負擔する。

第六條 學校においては、授業料を徴收することができる。但し、國立又は公立の小學校及び中學校又はこれらに進ずる盲學校、聾學校及び養護學校に於ける義務教育については、これを徴收することができない。

國立又は公立の學校における授業料その他の費用に關する事項は、監督廳がこれを定める。

第七條 學校には、校長及び相當数の教員を置かなければならない。

第八條 校長及び教員の免許狀その他資格に關する事項は監督廳がこれを定める。

第九條 左の各號の一に該當する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 長期六年の禁錮以上の刑に處せられた者
- 三 長期六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行

を終り又は刑の執行を受けることのないに至らない者

四、前條の免許狀取上げの處分を受け二年を經過しない者

五、昭和二十一年勅令第二百六十三號による教職不適格者

六、性行不良と認められる者

第十條 私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければならない。

第十一條 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督廳の定めるところにより學生生徒及び兒童に懲戒を加えることができる。但し體罰を加えることはできない。

第十二條 學校においては、學生、生徒兒童及び幼兒並びに職員健康増進を圖るため身體検査を行い及び適當な衛生養護の施設を設けなければならない。

身體検査及び衛生養護の施設に關する事實は、監督廳がこれを定める。

第十三條 左の各號の一に該當する場合においては、監督廳は、學校の閉鎖を命ずることができる。

- 一、法令の規定に故意に違反したとき
 - 二、法令の規定により監督廳のなした命令に違反したとき
 - 三、六箇月以上授業を行わなかつたとき
- 第十四條 學校が設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督廳の定める規定に違反したときは、監督廳はその變更を命ずることができる。

第十五條 私立學校は毎會計年度を開始前に收支豫算を、毎會計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならぬ。

收支豫算に重大な變更を加えようとするときも、また同様とする。

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二章 小學校

第十七條 小學校は心身の發達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならぬ。

一、學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二、郷土及び國家の現状を傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。

三、日常生活に必要な衣、食、住、産業等によつて、基礎的な理解と技能を養うこと。

四、日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五、日常生活に必要な數量的な關係を正しく理解し、處理

する能力を養うこと。

六、日常生活における自然現象を科學的に觀察し、處理する能力を養うこと。

七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養ひ、心身の調和的發達を圖ること。

八、生活を明るく豊かにする音楽、美術、文藝等によつて、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小學校の修業年限は六年とする。

第二十條 小學校の教科に關する事項は、第十七條及び第十八條の規定に従ひ、監督廳が、これを定める。

第二十一條 小學校においては、監督廳の檢定若しくは認可を経た教科用圖書又は監督廳において著作權を有する教科用圖書を使用しなければならない。

前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で有益適切なもの、これを使用することができる。

第二十二條 保護者（子女に對して親權を行う者、親權を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）をいう。以下同じ。）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の學年の初めから、満十二歳に達した日の屬する學年の終りまで、これを小學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の義務履行の督促その他義務に關し必要な事項は監督廳がこれを定める。

第二十三條 前條の規定によつて、保護者が、就學させなけ

ればならない子女(以下學齡兒童と稱する)で、病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就學困難と認められる者の保護者に對しては、市町村立小學校の管理機關は、監督廳の定める規程により、教育に關し都道府縣の區域を管轄する監督廳(以下都道府縣監督廳と稱する)の認可を受けて、前條第一項に規定する義務を猶豫又は免除することができる。

第二十四條 第三十三條の規定により、小學校設置の義務を免除された區域内の學齡兒童の保護者は、第二十二條第一項に規定する義務を免除されたものとする。

第二十五條 經濟的理由によつて、就學困難と認められる學齡兒童の保護者に對しては、市町村は必要な援助を與えなければならぬ。

第二十六條 市町村立小學校の管理機關は、傳染病にかかり、若しくはその虞のある兒童又は性行不良であつて他の兒童の教育に妨げがあると認める兒童があるときは、その保護者に對して兒童の出席停止を命ずることができる。

第二十七條 學齡に達しない子女は、これを小學校に入學させることができない。

第二十八條 小學校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。

小學校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。教諭は兒童の教育を掌る。

養護教諭は、兒童の養護を掌る。事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第二十九條 市町村は、その議會の議決を経て、その區域内にある學齡兒童を就學させるに必要な小學校を設置しなければならない。

第三十條 町村が前條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、市町村學校組合又は町村學校組合を設けることが出来る。

第三十一條 町村が前二條の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、その議會の議決を経て、小學校の設置に代へ學齡兒童の全部又は一部の教育事業を、他の市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に委託することができる。

第三十二條 町村が前二條の規定による負擔に堪えないと都道府縣監督廳が認めるときは、都道府縣は、その議會の議決を経て、その町村に對して、必要な補助を與えなければならぬ。

第三十三條 都道府縣監督廳は町村、市町村學校組合又は町村學校組合の一部について、第三十一條の不可能又は不適當と認める事情はあるが、同條及び前條の規定によることができないと認めるときは、その町村、市町村學校組合又

は町村學校組合に、その一部に關し、小學校設置の義務を免除することができる。

第三十四條 公立又は私立の小學校は都道府縣監督廳の所管に屬する。

第三章 中學校

第三十五條 中學校は小學校における教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目的の達成に努めなければならない。

一 小學校における教育の目標をなお充分に達成して國家及び社會の形成者として必要な資質を養うこと。

二、社會に必要な職業についての基礎的な智識と技能、勤勞を重んずる態度及び個性に應じて將來の進路を選択する能力を養うこと。

三、學校内外における社會的活動を促進し、その感情を正しく導きつゝ公正な判斷力を養うこと。

第三十七條 中學校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中學校の教科に關する事項は第三十五條及び第三十六條の規定に従い監督廳がこれを定める。

第三十九條 保護者は、子女が、小學校の課程を修了した日の翌日以後における最初の學年の初めから、滿十五歳に達

した日の屬する學年の終りまで、これを中學校又は盲學校、聾學校若しくは養護學校に就學させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就學させなければならない子女は、これを學齡生徒と稱する。

第四十條 第二十一條、第二十二條第二項、第二十三條から第三十四條までの規定は、中學校に、これを準用する。
(第四章高等學校。第五章大學。略)

第六章 特殊教育

第七十一條 盲學校、聾學校又は養護學校は、夫々盲者聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者に對して、幼稚園、小學校、中學校又は高等學校に準ずる教育を施し、併せてその缺陷を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十一條 盲學校、聾學校及び養護學校には、小學部及び中學部を置かなければならない。但し、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

盲學校、聾學校及び養護學校には、幼稚部及び高等部を置くことができる。

第七十三條 盲學校、聾學校及び養護學校の小學部及び中學部の教科及び教科用圖書、高等部の學科、教科及び教科用圖書又は幼稚部の保育内容は、小學校、中學校、高等學校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十四條 都道府縣は、その議會の議決を経て、その區域

内にある學齡兒童及び學齡生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身體不自由その他心身に故障のある者を就學させるに必要な盲學校、聾學校又は養護學校を設置しなければならない。

第七十五條 小學校、中學校及び高等學校には、左の各號の一に該當する兒童及び生徒のために、特殊學級を置くことができる。

- 一、性格異常者
- 二、精神薄弱者
- 三、聾者及び難聽者
- 四、盲者及び弱視者
- 五、言語不自由者
- 六、その他の不具者
- 七、身體虛弱者

前項に掲げる學校は、疾病により療養中の兒童及び生徒に對して、特殊學級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六條 第十九條、第二十七條、第二十八條（第四十條及び第五十一條において、準用する場合を含む。）第三十四條、第三十七條、第四十五條から第四十八條まで第五十條、第八十條及び第八十一條の規定は、盲學校、聾學校及び養護學校に、これを準用する。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼兒を保育し、適當な環境を與えて、その心身の發達を助長することを目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を實現するために左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること。
- 二、園内において、集團生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三、身邊の社會生活及び事象に對する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四、言語の使い方を正しく導き、童話、繪本等に對する興味を養うこと。

五、音樂、遊戲、繪畫その他の方法により、創作的表現に對する興味を養うこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に關する事項は、前二條の規定に從い、監督廳が、これを定める。

第八十條 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から小學校就學の始期に達するまでの幼兒とする。

第八十一條、幼稚園には園長及び教諭を置かなければならない。

幼稚園には、前項の外、必要な職員を置くことができる。園長は、園務を掌り、所以職員を監督する。教諭は、幼兒の保育を掌る。

第八十二條 第三十四條の規定は、幼稚園に、これを準用す

會 か ら

○本號には附録として、特に教育基本法と學校教育法を載揚し

ました。その意については、編集者の添え書きもありますが案としては前から分つていて、議會を通過しなければ、法律正文として掲載することが出来ず、それを待つて(三月末)、逸早く印刷にまわしたのですが、お手許に届くのはいつでしょうか。兎に角、出来るだけ早く急いだ心だけは、おうけ願ひます。

○本號に、文部省學校局青少年課長坂元彦太郎氏が公務劇忙の中を、こらした味わいの多い玉稿を寄せて下さつたことは感謝の至りです。坂元氏は、新學校法當面擔當官として、全面的苦心の間にも、幼稚園のことにつき最も深い關心を以て下さつたことを、誌友にお傳えずにいられません。しかも、いまは文部當局ですが、岡山師範では主事として、大阪師範では女子部長として、古くから幼稚園に關係をもたれた教育實際家として、その着眼されるところ、流石に敬意を拂うべきところ多く、こゝに幼稚園わが黨の士として、この有力熱心な同志を得たことは喜びにたえません。

○石井庄司教授の玉稿は、ことばの教育の新

らしく重んぜられる今日、長くこの問題に精進せられるその道の先驅者の説として精説趣味すべき貴重文章であります。上澤謙二氏は兒童文學者と共に幼稚園界の先輩、特に保育の實際として此の大切な問題を詳説して下さいたことは味讀すべきものであります。石井、上澤兩氏によつて、幼兒におけることばの教育の兩面を示していただいたことは本號の幸とし誇りとするところであります。

○東京都區名變更により、本協會は文京區に、フレibel館は千代田區になりました。御記憶下さい。

幼兒の教育編集

- | | |
|------|------|
| 編集主幹 | 倉橋惣三 |
| 編集委員 | 牛島義友 |
| | 及川ふみ |
| | 齊藤文雄 |
| | 多田鐵雄 |
| | 山下俊郎 |
| 編集部員 | 丸山長治 |
- (五十番順)

日本幼稚園協會

幼兒の教育 第四十六卷 第四號

定價 金五圓也

昭和二十二年五月二十五日印刷納本
昭和二十二年五月三十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

編輯者 倉橋惣三

東京都千代田區神田保町三ノ二九

印刷者 發田榮藏

東京都千代田區神田保町三ノ二九

印刷所 明和印刷株式會社

東京都文京區大塚町三十五

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田區神田保町三ノ二九

發賣所 株式會社 フレibel館

電話九段、397-4423・4424・4425

振替東京一九六四〇番

○本誌御購讀について注文申込その他は凡べて發賣所フレibel館宛に願ひます

顧問 倉橋惣三先生

キンダーブック

定價 一册 金拾圓 送料 金五十錢

繪雜誌界の霸王

新しい保育用として全國の御家庭に
是非一册を備へられんことを

各地代理店

發行所

株式會社
フレール館

東京都千代田區神田保町三丁目廿九番地

振替口座東京一九六四〇番

北海道代理店

北海道帶廣市東一條南九丁目一〇
柏 幼 舎

東北代理店

高崎市田町三丁目十六番地
淺 見 商 事

東北代理店

群馬縣伊勢崎市新町
金 井 榮 一

東部代理店

東京都葛飾區金町
岡 田 商 店

北陸代理店

福井市佐久良仲町
柴 田 喜 一

四國代理店
松山市末廣町二丁目二十二番地
幼 兒 の 友 社

中國代理店
岡山市小橋町百七十番地
明 生 社

關西代理店
岐阜市湊町十八番地
安 田 商 社

關東代理店
東京都杉並區西荻窪三ノ九五
新 友 社